

## 訓川 練

# 指 示

令和8年2月7日10時10分

鹿児島県知事 殿  
薩摩川内市長 殿  
いちき串木野市長 殿  
阿久根市長 殿  
鹿児島市長 殿  
出水市長 殿  
日置市長 殿  
姶良市長 殿  
さつま町長 殿  
長島町長 殿

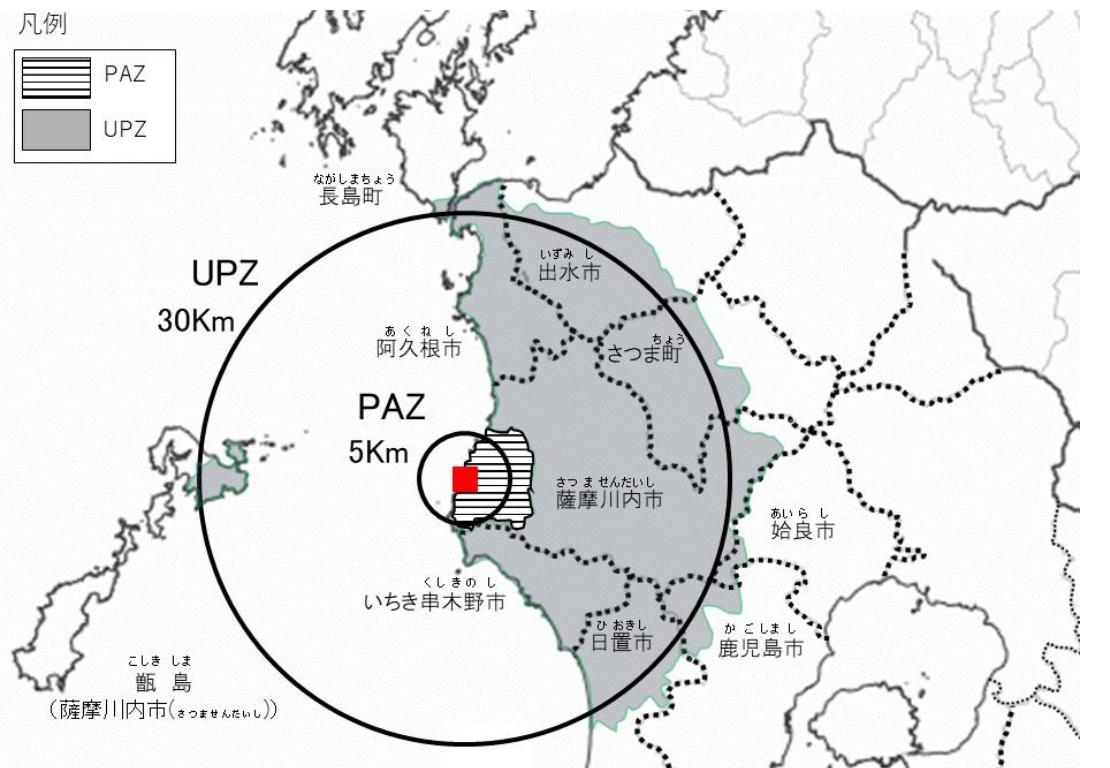
内閣総理大臣 高市 早苗

九州電力株式会社川内原子力発電所2号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

### 記

- ・九州電力株式会社川内原子力発電所から概ね5km圏内（PAZ）の住民等は、自治体の指示に従い、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、慌てることなく落ち着いて避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者及びその避難等を支援する者は、安全な形で避難ができる準備が整うまでの間は屋内退避を継続すること。
- ・同発電所から概ね5kmから30km圏内（UPZ）の住民等は、屋内退避すること。ただし、地震等により家屋の倒壊又はそのおそれがある等様々な理由により自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、安全な近隣の指定避難所等において屋内退避すること。今後、事態の推移や放射線モニタリングの結果等に応じて、屋内退避の解除や避難の指示等を行うので、屋内退避の対象となる地域の住民等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意し、国や自治体の指示に従って、落ち着いて行動すること。
- ・同発電所のPAZ及びUPZ内<sub>内</sub>の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

## 参考



区分	都道府県名	市町村名
P A Z	鹿児島県	薩摩川内市的一部分
		薩摩川内市的一部分
		いちき串木野市の全域
		阿久根市の全域
		鹿児島市的一部分
U P Z	鹿児島県	出水市的一部分
		日置市的一部分
		姶良市的一部分
		さつま町的一部分
		長島町的一部分

(別紙)

## 安定ヨウ素剤の服用に当たって

### 1. 服用対象者

一時滞在者等も含め、指示を受けた地域に所在する者は服用すること。

特に、以下の者は服用を優先すること。

- ・妊婦
- ・授乳婦
- ・未成年者（乳幼児を含む。）

### 2. 服用回数

1回を原則とする。

なお、2回目の服用を考慮しなければならない状況では、原子力規制委員会の判断に基づいた原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に従うこと。

### 3. 服用量及び服用方法

以下の表<sup>1</sup>に示す。

<sup>1</sup> 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（令和3年7月21日一部改正）

対象者	ヨウ素量(mg)	ヨウ化カリウム量(mg)	ヨウ化カリウム製剤
生後1か月未満	12.5	16.3	ゼリー剤(16.3mg) 1包
生後1か月以上3歳未満	25	32.5	ゼリー剤(16.3mg) 2包 又は ゼリー剤(32.5mg) 1包
3歳以上13歳未満	38	50	丸剤(50mg) 1丸※
13歳以上	76	100	丸剤(50mg) 2丸※

※丸剤の服用が困難な者は、ゼリー剤又は散剤を水等にて溶解した液体を用いることができる。

### 4. 副作用に対する対応

アナフィラキシーショックを含む急性のアレルギー反応は極めてまれではあるが、地方公共団体は、救護所等での体制整備や受入可能な医療機関との連携等に努め、適切な対応を行うこと。

甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響は、単回服用で生じる可能性は極めて低いが、新生児が服用した場合の甲状腺機能低下症は経過観察する等の配慮を行うこと。